

第 6 9 9 号
平成24年7月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市観光物産センター条例	16	2
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	209	3
・放置自転車等の保管について	210	3
・放置自転車等の保管について	211	4
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	212	4
・放置自転車等の保管について	213	5
・放置自転車等の保管について	214	5
・放置自転車等の保管について	215	5
・放置自転車等の保管について	216	6
・放置自転車等の保管について	217	6
・放置自転車等の保管について	218	7
・放置自転車等の保管について	219	7
・放置自転車等の保管について	220	7
・放置自転車等の保管について	221	8
・放置自転車等の保管について	222	8
・放置自転車等の保管について	223	9
・放置自転車等の保管について	224	9
・放置自転車等の保管について	225	9
・放置自転車等の保管について	226	10
・平成23年10月1日から平成24年3月 31日までにおける本市病院事業、水 道事業及び下水道事業の業務状況に について	227	10
・放置自転車等の保管について	228	26
・放置自転車等の保管について	229	26
・放置自転車等の保管について	230	26
・放置自転車等の保管について	231	27
・放置自転車等の保管について	232	27
・放置自転車等の保管について	233	27
・放置自転車等の保管について	234	28
・放置自転車等の保管について	235	28
・公示送達について	236	29
・放置自転車等の保管について	237	29
・平成24年度天理市一般会計補正予算	238	29

(第1号)の要領について

・放置自転車等の保管について	239	32
・放置自転車等の保管について	240	32
・放置自転車等の保管について	241	32
・放置自転車等の保管について	242	33
・公示送達について	243	33
・公示送達について	244	33
・放置自転車等の保管について	245	34
・放置自転車等の保管について	246	34
・放置自転車等の保管について	247	34
・放置自転車等の保管について	248	35
・放置自転車等の保管について	249	35
・放置自転車等の保管について	250	36
・放置自転車等の保管について	251	36
・放置自転車等の保管について	252	36
・放置自転車等の保管について	253	37
・放置自転車等の保管について	254	37
・放置自転車等の保管について	255	38
・放置自転車等の保管について	256	38

公 告	番号	頁数
・天理農業振興地域整備計画の変更に ついて	22	38
・農用地利用集積計画について	23	39
・土地改良事業の申請について	24	39
・一般競争入札について	25	39
・指定地域密着型サービス事業所・指 定地域密着型介護予防サービス事業 所の指定について	26	44

教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	7	44

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	7	44

公営企業	番号	頁数
・天理市指定給水装置工事事業者の指 定について	8	44
・天理市指定給水装置工事事業者の廃	10	45

止について			・天理市指定下水道工事店の指定につ	12	49
・一般競争入札について	10	45	いて		
・天理市指定給水装置工事事業者の指	11	49			
定について					

条 例

(平成24年 6月29日 掲 示 済)

天理市観光物産センター条例をここに公布する。

平成24年 6月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第16号

天理市観光物産センター条例

(設置)

第 1 条 本市の観光、物産等に関する情報を提供することにより、観光と産業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、観光物産センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 観光物産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市観光物産センター	天理市川原城町8 1 6番地

(事業)

第 3 条 天理市観光物産センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の案内、紹介等に関すること。
- (2) 特産物等の展示に関すること。
- (3) その他必要な事業

(使用の許可)

第 4 条 センターで特産物等を展示しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他不相当と認めるとき。

(使用料)

第 6 条 センターの使用料は、無料とする。

(使用許可の取消し等)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の内容と著しく相違があるとき。
- (4) 第 5 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) その他管理上不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合に使用の許可を受けた者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入場を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、展示物等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上不相当と認めるとき。

(損害賠償等)

第9条 センターの施設、設備、展示物等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

告 示

(平成24年6月6日掲示済)

天理市告示第209号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年6月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月6日から平成24年8月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成24年6月6日掲示済)

天理市告示第210号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月6日
 - 3 移動対象区域
天理市柳本町2533番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月6日から平成24年8月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月7日揭示済)

天理市告示第211号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月7日から平成24年8月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月8日揭示済)

天理市告示第212号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成24年6月8日

天理市長 南 佳 策

地縁による団体の名称 櫛本町高品自治会
主たる事務所 天理市櫛本町2219番地 代表者の氏名 永井茂治
変更する告示事項 規約に定める目的
変更の内容
(変更前)
・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡。
・地域内の環境を整備し、美化清掃に努める。
・集会施設の維持管理及び、地域の文化向上に努める。
(変更後)
・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡。
・地域内の環境を整備し、美化清掃に努める。

- ・集会施設の維持管理及び、地域の文化向上に努める。
- ・自主防災に関する諸活動。但し組織構成をはじめとする具体的防災計画については別に定める。

規約変更認可年月日 平成24年6月6日

(平成24年6月8日揭示済)

天理市告示第213号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月8日から平成24年8月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月11日揭示済)

天理市告示第214号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月11日から平成24年8月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月11日揭示済)

天理市告示第215号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月11日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町455番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月11日から平成24年8月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月12日揭示済)

天理市告示第216号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月12日から平成24年8月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月12日揭示済)

天理市告示第217号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年6月12日
- 3 移動対象区域
天理市櫛本町684番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月12日から平成24年8月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成24年6月12日掲示済)

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月12日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町244番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月12日から平成24年8月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月12日掲示済)

天理市告示第219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月12日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町72番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月12日から平成24年8月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月13日掲示済)

天理市告示第220号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月13日から平成24年8月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月13日揭示済)

天理市告示第221号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月13日
 - 3 移動対象区域
天理市桜垣町455番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月13日から平成24年8月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月14日揭示済)

天理市告示第222号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年6月14日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月14日から平成24年8月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成24年6月15日揭示済)

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月15日から平成24年8月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月15日揭示済)

天理市告示第224号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月15日
 - 3 移動対象区域
天理市遠田町488番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月15日から平成24年8月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月15日揭示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成24年6月15日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町311番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月15日から平成24年8月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月15日揭示済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月15日
 - 3 移動対象区域
天理市合場町119番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月15日から平成24年8月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月18日揭示済)

天理市告示第227号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成23年10月1日から平成24年3月31日までににおける本市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成24年6月18日

天理市長 南 佳 策

平成23年度下半期天理市立病院事業報告書

(平成23年10月1日～平成24年3月31日)

1. 事業の概況

平成23年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

当病院では、自治体病院としての使命を果たすべく、地域住民に対する良質な医療の提供等、地域医療の確保・充実に努めるなかで、経営基盤の強化に向けた事業の効率化及び健全化に努めて参りました。

業務量につきましては、入院患者数は 14,245 人、外来患者数は 37,341 人となり、患者数合計は 51,586 人で、前年同期に比べ 936 人(1.7%)の減となりました。

次に収益的収支の状況についてであります。収入総額 891,153,515円に対して支出総額は1,059,679,993円となっており、下半期は、168,526,478円の当期純損失の計上となりました。

今後は、事業の公共性と経済性の調和を図りながら、より効率的な事業運営に努めるとともに、医療サービスの一層の充実を計る所存であります。

2. 議会議決事項

- (イ) 平成23年度天理市立病院事業会計補正予算(第1号) (平成24年3月22日議決)
- (ロ) 平成23年度天理市立病院事業会計予算 (平成23年3月18日議決)

3. 職員に関する事項

(平成24年3月31日現在)

事務職員(人)	技術職員(人)	技能職員(人)	計(人)
9	92	5	106

4. 業務に関する事項
 (1) 入院延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	1,405人	1,384人	1,464人	1,442人	1,425人	1,571人	8,691人
人工透析内科	63	35	84	55	91	137	465
外 科	318	251	215	209	220	278	1,491
整形外科	327	317	297	405	228	203	1,777
小児科	34	30	48	70	35	39	256
産婦人科	172	245	224	300	249	244	1,434
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	13	17	39	19	18	25	131
計	2,332	2,279	2,371	2,500	2,266	2,497	14,245
前年同期	2,211	2,454	2,730	2,516	2,610	2,728	15,249
増 減	121	△ 175	△ 359	△ 16	△ 344	△ 231	△ 1004
対前年同期比	% 105.5	% 92.9	% 86.8	% 99.4	% 86.8	% 91.5	% 93.4

(2) 外来延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	3,410	3,943	3,421	3,107	3,090	2,872	19,843
人工透析内科	380	401	417	385	356	375	2,314
外 科	453	458	430	350	374	418	2,483
整形外科	760	716	634	668	613	739	4,130
小児科	138	140	152	208	219	188	1,045
産婦人科	541	500	540	475	554	585	3,195
眼 科	264	237	268	233	211	254	1,467
耳鼻咽喉科	461	434	473	431	426	639	2,864
計	6,407	6,829	6,335	5,857	5,843	6,070	37,341
前年同期	6,442	6,739	6,322	6,162	5,401	6,207	37,273
増 減	△ 35	90	13	△ 305	442	△ 137	68
対前年同期比	99.5	101.3	100.2	95.1	108.2	97.8	100.2

(3)事業収支に関する事項
収 入

科 目	平成23年度下半期 (円)	平成22年度下半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業収益	891,153,515	794,621,559	96,531,956	112.1
1. 医業収益	750,002,867	765,179,971	△ 15,177,104	98.0
2. 医業外収益	141,150,648	29,441,588	111,709,060	479.4
3. 特別利益	0	0	-	-

支 出

科 目	平成23年度下半期 (円)	平成22年度下半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業費用	1,059,733,763	1,112,042,808	△ 52,309,045	95.3
1. 医業費用	1,000,945,468	1,033,048,526	△ 32,103,058	96.9
2. 医業外費用	58,734,525	78,958,722	△ 20,224,197	74.4
3. 特別損失	53,770	35,560	18,210	151.2

(消費税及び地方消費税抜)

5. 経理の状況

(1)下半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア)収益的収入及び支出

収 入

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	2,007,527,000	894,247,953	1,884,110,290	123,416,710
1. 医業収益	1,769,456,000	753,045,011	1,648,771,214	120,684,786
2. 医業外収益	238,070,000	141,202,942	235,339,076	2,730,924
3. 特別利益	1,000	0	0	1,000

支 出

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	2,007,527,000	1,053,842,287	1,939,465,626	68,061,374
1. 医業費用	1,949,348,000	1,012,292,828	1,885,927,451	63,420,549
2. 医業外費用	56,313,000	41,495,689	53,484,405	2,828,595
3. 特別損失	1,566,000	53,770	53,770	1,512,230
4. 予備費	300,000	0	0	300,000

(消費税及び地方消費税込み)

(イ)資本の収入及び支出

収 入

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	47,885,000	39,109,353	57,883,649	△ 9,998,649
1. 企業債	11,000,000	11,000,000	11,000,000	0
2. 補助金	36,883,000	18,109,353	36,883,649	△ 649
3. 固定資産売却代金	1,000	0	0	1,000
4. 寄附金	1,000	10,000,000	10,000,000	△ 9,999,000

支 出

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	77,189,000	44,448,377	76,170,316	1,018,684
1. 建設改良費	15,015,000	14,196,525	14,196,525	818,475
2. 企業債償還金	61,974,000	30,251,852	61,973,791	209
3. 予備費	200,000	0	0	200,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2)平成24年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企 業 債

内 訳	用途	病 院 事 業 (円)
発 行 総 額		901,000,000
償 還 高	下 半 期 償 還 高	30,251,852
	償 還 高 累 計	490,719,166
未 償 還 残 高		410,280,834

平成23年度下半期天理市水道事業報告書
(平成23年10月1日から平成24年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ137戸増加の23,079戸となりましたが、給水人口は、504人減少の67,888人となり、有収水量も35,507㎥減少の4,446,386㎥となりました。

(建設改良)

西井戸堂町地内において12号取水井改修工事を実施したのをはじめ、耐震補強基幹管路改良工事等配水管整備工事を市内各地において実施しました。

(経理状況)

経理面につきましては、他会計補助金が前年同期に比べ1,931,615円増加したものの、給水収益が前年同期に比べ25,988,545円、受託工事収益が62,219,850円減少したこと等により、当期収益合計は、前年同期に比べ120,982,121円(9.5%)減少の1,149,556,945円となりました。

一方費用は、減価償却費等が増加したものの、受託工事費、資産減耗費、支払利息等が減少したことにより、前年同期に比べ119,807,385円(9.6%)減少の1,127,085,916円となり、当期損益は22,471,029円の純利益となりました。

今後も水需要は減少する見通しであることから、さらなる経費の削減と業務の効率化を推進し、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成23年 第4回定例会	議案第54号	平成23年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)	H23.12.21
平成24年 第1回定例会	議案第7号	平成23年度天理市水道事業会計補正予算(第2号)	H24.03.22
平成24年 第1回定例会	議案第16号	平成24年度天理市水道事業会計予算	H24.03.22

(3) 行政官庁認可事項

該当事項はありません。

(4) 職員に関する事項

平成24年3月31日現在(単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	嘱託	計
職員数	14	16	4	1	35

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額100万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備 考
(取水施設費)		
嘉穂町地内 10号取水井改修工事	8,436,750	
西井戸堂町地内 12号取水井改修工事	11,924,850	
(22年度繰越 配水管布設費)		
小路町地内 市道路改良工事北大路線に伴うφ100～φ200mm 配水管布設工事	23,910,600	
(配水管新設工事費)		
柚之内町地内 φ50mm配水管布設工事	1,639,050	
蔵之庄町地内 φ50mm配水管布設工事	1,474,200	
二階堂上ノ庄町地内 φ100mm配水管布設工事	11,021,850	
田部町地内 山の辺第一工区 区間道路整備工事(6-1号線・ 6-2号線外)に伴う配水管布設工事	1,676,850	
(配水管改良工事費)		
豊井町地内 耐震補強基幹管路改良工事(7)	44,891,700	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3月末給水人口(人)	67,888	68,392	△ 504	99.3
3月末給水戸数(戸)	23,079	22,942	137	100.6
下半期配水量(m ³)	4,573,085	4,624,185	△ 51,100	98.9
下半期有収水量(m ³)	4,446,386	4,481,893	△ 35,507	99.2
下半期有収水量率(%) <small>[下半期有収水量/下半期配水量]</small>	97.2	96.9	0.3ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水道事業収益	1,149,556,945	1,270,539,066	△ 120,982,121	90.5
営業収益	1,136,822,830	1,253,397,219	△ 116,574,389	90.7
営業外収益	12,734,115	17,141,847	△ 4,407,732	74.3
特別利益	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水道事業費用 (うち、繰越分)	1,127,085,916 0	1,246,893,301 12,093,142	△ 119,807,385 △ 12,093,142	90.4 0.0
営業費用 (うち、繰越分)	1,052,532,197 0	1,165,419,721 12,093,142	△ 112,887,524 △ 12,093,142	90.3 0.0
営業外費用	71,199,846	77,768,206	△ 6,568,359	91.6
特別損失	3,353,873	3,705,375	△ 351,502	90.5
予備費	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業収益	2,418,360,000	1,216,148,371	2,491,364,122	△ 73,004,122
	営業収益	2,403,070,000	1,203,401,096	2,475,060,541	△ 71,990,541
	営業外収益	15,279,000	12,747,275	16,303,581	△ 1,024,581
	特別利益	11,000	0	0	11,000
支 出	水道事業費用 (うち、繰越分)	2,423,183,800 33,490,800	1,211,598,469 0	2,313,420,656 33,490,800	109,763,144 0
	営業費用 (うち、繰越分)	2,216,079,149 33,490,800	1,078,867,491 0	2,107,320,670 33,490,800	108,758,479 0
	営業外費用	202,577,651	129,209,682	202,577,651	0
	特別損失	3,527,000	3,521,296	3,522,335	4,665
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本の収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業資本の収入	354,125,000	333,177,026	362,656,776	△ 8,531,776
	負担金	14,709,000	11,663,400	11,663,400	3,045,600
	分担金	34,844,000	22,202,250	46,431,000	△ 11,587,000
	固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000
	補助金	10,502,000	5,251,376	10,502,376	△ 376
	投資償還金	294,060,000	294,060,000	294,060,000	0
支 出	水道事業資本の支出 (うち、繰越分)	1,311,498,200 47,803,200	614,535,122 23,910,600	831,355,658 47,182,500	480,142,542 620,700
	建設改良費 (うち、繰越分)	700,742,200 47,803,200	159,401,193 23,910,600	222,133,517 47,182,500	478,608,683 620,700
	企業債償還金	310,756,000	156,666,929	310,755,141	859
	投資	300,000,000	298,467,000	298,467,000	1,533,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
4,334,846,286	0	156,666,929	4,178,179,357

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成23年度下半期天理市下水道事業報告書
(平成23年10月1日から平成24年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

《業務状況》

下半期末の排水戸数は、19,347戸となり、排水量は4,171,061㎥となりました。
水洗化率も徐々に伸びていますが、排水量の増加にはいたっていない現状です。

《建設改良》

下水道整備工事については、小路町、長柄町、二階堂北菅田町地内の汚水管布設工事及び市内各地の汚水樹設置工事を行いました。
また、継続事業として行っていた嘉幡雨水ポンプ場施設更新工事(第2期)も完了しました。

《経理状況》

経理面につきましては、排水戸数の増加にもかかわらず下水道排水量が横ばいのため収入の増加につながっておらず、下水道使用料が前年同期に比べ21,289,444円減少したこと等により、収益合計は前年同期に比べ49,892,042円(4.0%)減少の1,191,985,896円となりました。

一方費用も49,240,782円(3.6%)減少の1,312,115,814円となりました。この結果、当期損益は、120,129,918円の純損失となりました。

今後も一層の経営努力により経費の削減等に努め、下水道の普及等事業を推進する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成24年 第1回定例会	議 案 第 8 号	平成23年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)	H24.03.22
平成24年 第1回定例会	議 案 第 17 号	平成24年度天理市下水道事業会計予算	H24.03.22

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	申 請 先	許可年月日
平成23年12月16日	平成23年度社会資本整備総合交付金決定変更申請	国土交通大臣	平成24年1月20日
平成24年1月31日	平成23年度社会資本整備総合交付金決定変更申請	国土交通大臣	平成24年2月23日

(4) 職員に関する事項

平成24年3月31日現在(単位:人)

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職 員 数	3	8	2	13

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額100万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備 考
(22年度繰越 管渠整備費) 小路町地内 汚水管布設工事	13,995,550	
(管渠整備費) 二階堂北菅田町地内 汚水管布設工事	10,970,400	
長柄町地内 汚水管布設工事	8,538,600	
(柵設置費) 岸田町地内 汚水柵設置工事	1,147,650	
櫛本町地内 汚水柵設置工事	1,193,850	
中町地内 汚水柵設置工事	1,487,850	
(雨水ポンプ場整備費) 嘉幡町地内 嘉幡雨水ポンプ場施設更新工事(第2期)	124,365,000	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 排 水 戸 数 (戸)	19,347	19,039	308	101.6
下 半 期 排 水 量 (ml)	4,171,061	4,167,263	3,798	100.1

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 収 益	1,191,985,896	1,241,877,938	△ 49,892,042	96.0
営 業 収 益	631,262,171	665,548,823	△ 34,286,652	94.8
営 業 外 収 益	560,723,725	576,329,115	△ 15,605,390	97.3
特 別 利 益	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成23年度	平成22年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 費 用	1,312,115,814	1,361,356,596	△ 49,240,782	96.4
(うち、繰越分)	0	15,370,000	△ 15,370,000	0.0
営 業 費 用	1,000,226,789	1,039,396,698	△ 39,169,909	96.2
(うち、繰越分)	0	15,370,000	△ 15,370,000	0.0
営 業 外 費 用	307,580,454	320,501,903	△ 12,921,449	96.0
特 別 損 失	4,308,571	1,457,995	2,850,576	295.5
予 備 費	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的收入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業収益	2,519,759,000	1,228,166,372	2,506,786,273	12,972,727
	営業収益	1,418,698,000	667,441,744	1,373,645,060	45,052,940
	営業外収益	1,101,060,000	560,724,628	1,133,141,213	△ 32,081,213
	特別利益	1,000	0	0	1,000
支 出	下水道事業費用	2,739,587,000	1,382,364,060	2,662,412,534	77,174,466
	営業費用	2,058,096,000	1,017,536,635	1,982,525,133	75,570,867
	営業外費用	676,795,000	360,303,426	675,363,402	1,431,598
	特別損失	4,596,000	4,523,999	4,523,999	72,001
	予備費	100,000	0	0	100,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的收入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業資本的收入 (うち、繰越分)	1,028,462,000 128,250,000	766,573,361 92,950,000	988,793,761 128,250,000	39,668,239 0
	企業債 (うち、繰越分)	213,400,000 82,200,000	153,800,000 46,900,000	189,100,000 82,200,000	24,300,000 0
	負担金	37,655,000	34,579,461	39,632,361	△ 1,977,361
	補助金 (うち、繰越分)	761,407,000 46,050,000	571,685,000 46,050,000	750,857,000 46,050,000	10,550,000 0
	長期貸付金回収金	6,000,000	2,436,900	5,132,400	867,600
	その他資本的收入	10,000,000	4,072,000	4,072,000	5,928,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,878,548,300 142,371,300	950,999,994 13,995,550	1,818,156,115 142,371,300	60,392,185 0
	建設改良費 (うち、繰越分)	423,673,300 142,371,300	217,004,017 13,995,550	369,096,396 142,371,300	54,576,904 0
	長期貸付金	9,887,106	452,000	4,072,000	5,815,106
	企業債償還金	1,438,875,000	727,431,083	1,438,874,825	175
	その他資本的支出	6,112,894	6,112,894	6,112,894	0

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
26,135,896,713	153,800,000	727,431,083	25,562,265,630

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

(平成24年6月18日揭示済)

天理市告示第228号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月18日から平成24年8月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月19日揭示済)

天理市告示第229号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月19日から平成24年8月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月19日揭示済)

天理市告示第230号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年6月19日

- 3 移動対象区域
天理市平等坊町124番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月19日から平成24年8月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月20日揭示済)

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月20日から平成24年8月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月21日揭示済)

天理市告示第232号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月21日から平成24年8月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月21日揭示済)

天理市告示第233号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月21日
 - 3 移動対象区域
天理市櫛本町1420番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月21日から平成24年8月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月22日揭示済)

天理市告示第234号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月22日から平成24年8月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月22日揭示済)

天理市告示第235号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年6月22日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町728番地先放置禁止区域外

- 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月22日から平成24年8月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月25日揭示済)

天理市告示第236号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年6月25日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年6月25日揭示済)

天理市告示第237号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月25日から平成24年8月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月25日揭示済)

天理市告示第238号

平成24年6月25日付で議決のあった平成24年天理市一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成24年6月25日

天理市長 南 佳 策

平成24年度天理市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度天理市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ992千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,719,585千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月11日提出

天理市長 南 佳 策

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 県支出金		1,349,927	340	1,350,267
	3 委託金	96,986	340	97,326
19 繰越金		138,593	652	139,245
	1 繰越金	138,593	652	139,245
歳 入 合 計		22,718,593	992	22,719,585

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		1,530,644	652	1,531,296
	1 保健衛生費	501,354	652	502,006
10 教育費		2,670,164	340	2,670,504
	1 教育総務費	436,680	340	437,020
歳 出 合 計		22,718,593	992	22,719,585

(平成24年 6 月 26 日 掲示済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 26 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 6 月 26 日
 - 3 移動対象区域
天理市中町2 1 7 番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 6 月 26 日から平成24年 8 月 24 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 6 月 26 日 掲示済)

天理市告示第240号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 26 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 6 月 26 日
 - 3 移動対象区域
天理市田町4 5 8 番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 6 月 26 日から平成24年 8 月 24 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 6 月 26 日 掲示済)

天理市告示第241号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 26 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成24年6月26日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年6月26日から平成24年8月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年6月27日揭示済)

天理市告示第242号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年6月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年6月27日から平成24年8月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年6月28日揭示済)

天理市告示第243号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年6月28日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年6月28日揭示済)

天理市告示第244号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年6月28日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年6月28日揭示済)

天理市告示第245号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月28日から平成24年8月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月28日揭示済)

天理市告示第246号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月28日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町671番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月28日から平成24年8月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月29日揭示済)

天理市告示第247号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月29日から平成24年8月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月29日揭示済)

天理市告示第248号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年6月29日
 - 3 移動対象区域
天理市田町540番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月29日から平成24年8月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年6月29日揭示済)

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年6月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年6月29日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町468番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成24年6月29日から平成24年8月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成24年6月29日告示済)

天理市告示第250号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年6月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年6月29日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年6月29日から平成24年12月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成24年7月2日告示済)

天理市告示第251号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月2日から平成24年8月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年7月2日告示済)

天理市告示第252号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月2日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町50番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月2日から平成24年8月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年7月3日揭示済)

天理市告示第253号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月3日から平成24年8月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年7月3日揭示済)

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年7月3日
- 3 移動対象区域
天理市櫛本町2071番地8先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月3日から平成24年8月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

- 律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成24年7月4日揭示済)

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月4日から平成24年9月1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年7月5日揭示済)

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年7月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年7月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年7月5日から平成24年9月2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成24年6月6日揭示済)

天理市公告第22号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月6日

天理市長 南 佳 策

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成24年6月14日揭示済)

天理市公告第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成24年6月14日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成24年6月18日揭示済)

天理市公告第24号

このたび天理市が実施する奈良県農地有効活用促進事業（山田町下：頭首工）の申請に伴い、土地改良法96条の2第2項の規定により下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その土地についてこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により平成24年6月28日までに当天理市農業委員会に申し出られたい。

平成24年6月18日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地区 山田町下
- 2 添付書類 土地改良事業計画の概要
 条例
 土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

(平成24年7月3日揭示済)

天理市公告第25号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年7月3日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工事名 山の辺第一工区区画道路整備工事（6-4号線外2路線）及び山の辺第一工区天理停車場線及び街区整備工事
- (2) 工事場所 天理市田部町地内
- (3) 工事概要 山の辺第一工区区画道路整備工事（6-4号線外2路線）
 - 工事延長 L=446.78m
 - 排水構造物 U型側溝 L=570.64m
 - 自由勾配側溝 L=257.9m
 - 迂回工 9箇所
 - 舗装 A=1,826㎡
 - 付帯工事 一式
 山の辺第一工区天理停車場線及び街区整備工事
 - 工事延長 L=230m
 - 面積 A=9,700㎡
 - 排水構造物 U型側溝 L=189.67m
 - 自由勾配側溝 L=204.6m
 - 管渠 L=67.5m
 - 側溝 L=446.72m
 - 縁堰工 一式
 - 舗装工 A=1,622.5㎡

- 切盛土工 A=9,700m²
法面工 A=580m²
付帯工事 一式
- (4) 工期 平成25年3月29日まで
(5) 予定価格 102,891,600円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 92,424,150円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) その他 本入札は、次の①②の工事を合併して入札するものであり、その落札者と工事別に契約を締結するものである。
① 山の辺第一工区区画道路整備工事(6-4号線外2路線)
② 山の辺第一工区天理停車場線及び街区整備工事

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木一式工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、土木一式工事業について受けている者であること。
③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
④ 本市が平成24年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成24年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
① 入札説明書 別表1の資格を有する者
② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
② 提出場所 第3(1)に同じ。
③ 提出部数 各1部
④ 提出方法 持参すること。
⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場 所 第3(1)に同じ。

- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
- ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株) 天理支店 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区 区画道路整備工事（6-4号線外2路線） 及び 山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成24年7月3日（火）から 平成24年7月12日（木）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成24年7月3日（火）から 平成24年7月12日（木）まで
質問書の提出期限	平成24年7月17日（火） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成24年7月20日（金）
質問書への回答日	平成24年7月20日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成24年7月24日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成24年7月26日（木）
入札書到着期限日	平成24年7月30日（月） 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成24年7月31日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成24年7月31日（火） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(別表1)

次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、一名専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士、もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

(平成24年 7 月 3 日 掲 示 済)

天理市公告第26号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成24年 7 月 1 日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の11及び第115条の20条の規定により公告する。

平成24年 7 月 3 日

天理市長 南 佳 策

記

事業所番号	2990400083	
名称	あすならホーム櫛本 多機能型ケアホーム	
所在地	奈良県天理市櫛本町3012-1	
申請者	名称	社会福祉法人 協同福祉会
	主たる事務所の所在地	奈良県大和郡山市宮堂町160-7
	代表者の氏名	村城 正
	代表者の住所	京都府木津川市南加茂台2丁目10番地2
指定年月日	平成24年 7 月 1 日	
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	

教育委員会

(平成24年 6 月 25 日 掲 示 済)

天教告示第7号

平成24年 7 月 5 日午前 9 時30分から 7 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 6 月 25 日

天理市教育委員会

委員長 中 嶋 孝

農業委員会

(平成24年 6 月 25 日 掲 示 済)

天農委告示第7号

平成24年 7 月 9 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 6 月 25 日

天理市農業委員会

会長 森 田 周 作

議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条に関する許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条に関する許可申請について

議案第 4 号 天理農業振興地域整備計画の変更について

議案第 5 号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

② 生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

公営企業

(平成24年 6 月 7 日 掲 示 済)

天理市上下水道局告示第8号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成24年 6 月 7 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成24年 6 月 7 日

天理市上下水道事業管理者

中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商号 ユニスイ
代表者 鶴田 祐司
住所 奈良県香芝市旭ヶ丘2-17-18

(平成24年6月22日揭示済)

天理市上下水道局告示第10号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

平成24年6月22付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

平成24年6月22日

天理市上下水道事業管理者
中谷 博

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商号 東栄工業(株)
代表者 東田 幹章
住所 奈良市三条添川町4-1

(平成24年6月27日揭示済)

天理市上下水道局公告第10号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年6月27日

天理市上下水道事業管理者
中谷 博

第1 工事概要

- | | | |
|-----------|--------------------|----|
| (1) 工 事 名 | 豊井浄水場2系沈殿・ろ過施設更新工事 | |
| (2) 工事場所 | 天理市豊井町 豊井浄水場内 | |
| (3) 工事概要 | 浄水施設改修工事 | |
| | フロキュレータ整備 | 一式 |
| | ろ過砂入替及びサイフォン管改修 | 4池 |
| | 逆洗水槽補修及びFRP防水改修 | 一式 |
| | その他付随設備改修 | 一式 |
| (4) 工 期 | 平成25年2月15日まで | |
| (5) 予定価格 | 39,682,650円 | |

(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

- (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）

設定有り

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に建設工事入札参加資格申請書を提出している機械器具設置工事及び水道施設工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による特定建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
 - ③ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の結果における機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上及び水道施設工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。
 - ⑤ 過去10年以内（本工事の発注年度を含まない。）に処理能力が10,000m³/日以上浄水場を有する水道事業における、ろ過池施設新設又は改修工事（工事を完成したものに限る。）の施工元請実績（改修にあつては、請負金額1,000万円以上）を有すること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。

- (3) 次の条件をすべて満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
- ① 建設業法第26条に規定する監理技術者、主任技術者及び現場代理人。ただし、監理技術者については、監理技術者として3年以上の実務経験者とし、現場稼働時においては常駐すること。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領（平成23年4月）第6条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 郵便事業株式会社 天理支店 留
天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局2階 大会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市上下水道局会計規程（平成13年3月27日水道ガス局管理規程第14号）第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する

ものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となったとき又は入札開札時に入札参加者が皆無となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

豊井浄水場2系沈殿・ろ過地更新工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成24年6月27日（水）から 平成24年7月5日（木）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成24年6月27日（水）から 平成24年7月5日（木）まで
質問書の提出期限	平成24年7月9日（月） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成24年7月18日（水）
質問書への回答日	平成24年7月18日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成24年7月23日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成24年7月27日（金）
入札書到着期限日	平成24年8月2日（木） 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成24年8月3日（金） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成24年8月6日（月） 午前10時00分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成24年6月28日揭示済)

天理市上下水道局告示第11号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成24年6月28日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成24年6月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商号 村瀬設備工業所

代表者 村瀬 治男

住所 京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42-9

(平成24年6月30日揭示済)

天理市上下水道局告示第12号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成24年6月30日付をもって下記の者を天理市下水道工事店として指定したので告示する。

平成24年6月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定下水道工事店第218号

商号又は名称 渡辺設備工業株式会社

代表者 渡辺 徳男

店舗の所在地 大和高田市田井新町3番17号

天理市指定下水道工事店第219号

商号又は名称 株式会社 宮崎組

代表者 宮崎 昭一

店舗の所在地 磯城郡川西町結崎489-10

天理市指定下水道工事店第220号

商号又は名称 ユニスイ

代表者 鶴田 祐司

店舗の所在地 香芝市旭ヶ丘2丁目17-18

天理市指定下水道工事店第221号

商号又は名称 堀内工務店

代表者 堀内 博

店舗の所在地 大和郡山市筒井町771